

第6回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成28年2月16日（水）13:00～14:40

場 所：議事堂6階601委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員13人

資料：検討会資料

資料1 第6回三重県手話言語に関する条例検討会に招致の関係者
関係者資料

三重県手話言語に関する条例（仮称）の制定に関する要望

委員：それでは、ただいまから、第6回三重県手話言語に関する条例検討会を開催いたします。

午前中の県立聾学校の調査に引き続いて、午後からは、関係団体の意見聴取を行うため、一般社団法人三重県聴覚障害者協会から会長の深川誠子様、副会長の倉野直紀様、三重県手話通訳問題研究会から会長の佐藤俊通様、奥山三重子様にお越しをいただいております。

時間配分としては、三重県聴覚障害者協会の深川会長から60分程度、三重県手話通訳問題研究会の佐藤会長から30分程度お話いただき、その後、質疑応答を行いたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、三重県聴覚障害者協会の深川会長をはじめとして関係団体の皆さまにおかれましては、ご多用中にもかかわらず出席をいただきましてありがとうございます。

去る1月18日には、議会に対して「三重県手話言語に関する条例（仮称）」の制定に関する要望書を提出いただくなど、当検討会の活動にも深く関心を寄せていただき、重ねてありがとうございます。三重県手話言語に関する条例検討会を代表しまして御礼申し上げますとともに、本日はご自身の経験や活動に基づく忌憚のないご意見をお話くださいますようにどうぞよろしくお願いをいたします。

ここで、簡単に一般社団法人三重県聴覚障害者協会及び三重県手話通訳問題研究会について紹介させていただきます。両団体については資料1のとおりで、一般社団法人三重県聴覚障害者協会については、昭和22年、三重県聾啞倶楽部として結成され、正会員には県内在住の聴覚障がい者の方がなっており、この正会員316名、そのうちの理事15名を中心に、聴覚障がい者の権利や情報を保障し、生活の質を向上させるための取組を行っておられます。平成24年4月に、三重県聴覚障害者支援センターが開所しましたが、開所以来、聴覚障害者協会が指定管理者として運営に当たっています。本日は、会長の深川様、副会長の倉野様にお越しいただきました。

また、三重県手話通訳問題研究会については、当初、昭和60年、全国手話通訳問題研究会三重県支部として設立され、先ほどの三重県聴覚障害者協会や三重県手話サークル連絡協議会などと協力しながら、手話を通じて聴覚障がい者に関する色々な問題を学び活動しておられます。本日は、会長の佐藤様と奥山様にお越しいただきました。

なお、三重県手話サークル連絡協議会様にもご出席をお願いしましたが、三重県手話通訳問題研究会と三重県手話サークル連絡協議会の2つの団体は役員や会員が一部兼務していることから、三重県手話通訳問題研究会に2つの団体のご意見をおっしゃっていただくこととなりました。

それでは、三重県聴覚障害者協会から、よろしく願いいたします。

1 関係者からの意見聴取

有識者：皆さま、こんにちは。ただいま、座長から紹介いただきました三重県聴覚障害者協会の深川誠子と申します。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。また、手話言語に関する条例制定に向けて検討会を進めていただいていますこと、本当に御礼を申し上げます。今日お話をさせていただくことは、とても私たちもうれしく思っております。これから、皆さまと一緒に討論をしていき、一緒に活動をしていければなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど申し上げましたが、私たちがとても喜んでいることは、以前は聴覚障がい者に対しなかなか理解がされず、電車の中であるいは道、街中で聴覚障がい者が手話を使っておりますと、皆さんがとても奇異な目で見られていました。手話をしていると、その手話のまねをして、とても変な目で見られていたということがありました。聞こえる人たちが周りにいて、その中に聞こえない者が1人いた場合、皆さんのお話が、私としては全く分かりません。それで、とても孤立した思いをしたこともあります。聞こえる人たちの中に入った、家族の中でもお父さんやお母さん、父や母が楽しそうに話しているのを見ても、手話を使つてはいけない、声で話さないというようなことで、なかなか話もできなかつた。また、両親も手話ができませんので、手話はいけないというふうな環境がありまして、なかなか家族の中でも孤立をして、自分が疎外感を感じておりました。人と人とのつながりというのがとても隔たりを感じていたところもあります。

障害者権利条約あるいは障害者基本法という法律の中で、「手話は言語である」ということが明記され、松阪市のほうでも手話条例が制定されました。今年の4月1日から伊勢でも施行されます。手話に対する理解はとても広がっていると感じています。また、街の中で聞こえる人に会っても、「ありがとう」とかあるいは「こんにちは」というふうに手話で表していただいて、私

としても、とてもうれしく思っています。人と人との距離感というんですかね、それが近くなったな、短くなったなというふうに感じています。

ですけれども、人と人との気持ちというんですかね、理解というものは、まだまだ普及はされていないように、皆さんにはまだ足りないような気がします。聴覚障がい者の特性というのがまだまだ理解されておらず、気持ちの上でしっかりつながっているかという、そうではないようにも思います。例えば、街の中で歩いているとき後ろから声をかけられても、私たちはやはり聞こえませんが、聞こえる人からみると無視をされたと思って怒られるときもあります。また、筆談でこう書かれたものを目にして、「分かりました」というふうに自分では思っているんですけれども、それが違ったふうに思っていたことによって誤解が生じ、怒られるということもあります。

手話というのは、目に見える言葉です。自分の気持ちをそのまま表現する言語であります。皆さんは、音声によって日本語で、感情であったりとか、声の高低に合わせて「うれしいんだな」とか「悲しいんだな」というような感情を表現することができます。それによって使うことができますよね。手話も同じであって、手だけではなく、表情であったりとか、身振り、それによってその人が言いたいことをつかむということができます。

例えば、これは「構いません」という手話なんですが、本当は、心の中では「嫌だな」という場合は、このような手話になります。「大丈夫ですよ」、「いいですよ」ともう心から「いいですよ」という場合は、このような表情になります。また、「できます」という言葉もですね、「いけます」というときも、いけるのかどうかというところで、受けるときははっきりこのような手話になります。そういう表情とか身振りによって、私たち聴覚障がい者は、その人の言いたいことをつかみます。

同じ単語でも、文章に表しますと、2つの意味があります。ちょっと見て下さいね。(手話で表現)。もう1つです。(手話で表現)。今、2つの表現をしましたけれども、どうでしょう。皆さん、同じように見ましたでしょうか。もう1回、しますね。(手話で表現)。手話の表現は同じなんですけど、文章の意味は違うんです。最初の場合は、私とお母さんとお姉さんと3人で学校へ行きます。もう一つは、母と姉と学校へ行きます。2人です。表現が違ってきます。内容が違います。

また、迷惑という単語ですが、聞こえる人の捉え方と聴覚障がい者の捉え方というのはまた違ってきます。例えば、手話サークルにいつも通っている人が突然来なくなって久しぶりに来たときに、ろうあ者の場合は「迷惑」というふうな表現をします。そうすると、聞こえる人の場合は、「私が来たことは迷惑なんだ」というふうにとってショックを受けてしまいます。それで人間関係が壊れてしまうんですが、実は違って、ろうあ者の場合、「来てほしかった。久しぶりにやっと来たんだ。だから、来なかったことはとても私たち

三重県聴覚障害者支援センターのいい面というのは、会社で悩んだこととか、人間関係で悩んだ人たちが相談に来るということもあります。同じように、聴覚障がいをもつろう者の相談員という者もおりますので、そこでゆっくり相談をして安心して帰っていくという面もあります。これはとてもいいことだと思いますので、北部のほう南部のほうでも、こういった機能を作ればと思っています。

次です。一人ひとりに合った教育環境を整えていただきたいです。障がいの状況、特性に合わせて教材を充実させていただきたいです。聞こえない子どもたちは、どうやって日本語を習得していくのか。学力を身に付けるためにはどのように指導していけばいいのか。聴覚障がい者一人ひとりの状況、特性をつかんだ上でないと、指導方法を考えていくことは困難だと思います。聾学校での教育、研修などを充実させていただきたいです。一人ひとりの特性に合った情報も提供できるような環境整備を整えていただきたいと思っています。

聴覚障がい者が、日常生活の様々な場面で情報が得られるように、あるいは意思疎通ができるような環境整備をお願いします。最近、選挙とか、裁判とか、医療など、様々なところで意思疎通が必要になってきておりますし、内容も非常に難しくなってきました。市町の意思疎通推進事業の中ではなかなか対応ができないという問題も起こってきています。技術的な問題もありますし、専門性もありますし、こういったことを学んだ実践する場も必要だと思っていますが、まだ三重県にはありません。実際に、市町ではそういった問題に対して解決がなかなかできないという困った状況も起こってきています。

障害者総合支援法の中では、市町の必須事業として手話通訳者の設置、手話通訳者の派遣事業というものがあります。でも、三重県の中の様子をみますと、通訳者の設置は8つの市町、通訳者派遣は25の市町にとどまっています。三重県全域で意思疎通支援事業の充実がまだまだ頼りない状況です。理由として考えられるのは、やはり意思疎通というのは非常に難しいものでありまして、技術、それからその専門性に合った通訳者たちの身分保障がされていないということにあると思います。そういった課題もあって、通訳者があまり増えていかない、減っているというような状況もあります。意思疎通支援がなかなか十分になされていない状況ということも起こってきています。専門性の高い意志疎通支援者を養成し、研修し、人材を育成する場、それも確保したいと考えています。公的なところには、手話通訳者の資格を持った人たちを配置する、身分保障も含めて環境整備を充実させていただきたいと考えています。

次です。手話通訳者の電話リレーサービスの環境整備をお願いします。鳥取県のほうに視察に行かれたと思いますので、聴覚障がい者は聞こえる人た

ちとの電話ができないということは、既にご存じかと思えます。緊急時にやはり電話をしたほうが良いということがありますが、聴覚障がい者は電話できません。それで困ったと思っている人たちもたくさんいらっしゃいます。例えば、「病院の受付の時間を確認したい。でも、電話ができない。」とか、テレビで、「あの商品がほしい。でも、電話ができない。」とか、車が途中で故障した、事故に遭った、「警察呼びたいけれども、電話ができない。」とか。このように、電話リレーサービスがあれば、チャットのような通話機能を使って先方にいる通訳者に「お店の予約をお願いします」とか手話で伝えて、代わりに電話をしてもらうというようなこともできるのではないかと考えています。これを市町のほうでも環境整備をしていただきたいと思いますけれども、費用的な問題もありますので、ぜひ、県のほうでこの整備を考えていただきたいと思います。

公共の施設や公共の機関に、あるいは観光に関する施設でも、聴覚障がい者への情報提供がスムーズにできるように、遠隔手話通訳サービスの制度を充実していただきたいと思います。今は、タブレットと申しますか、スマートフォンでもそうですけれども、そういった物を使って通訳をするという場面も出てきています。例えば、携帯のお店に行ったときに、「私は耳が聞こえません」と申し上げますと、お店の方はタブレットを用意して「手話通訳の用意がありますから」ということで、タブレットの中の通訳者を介して、タブレットの中の手話通訳者が「今日のご用は何ですか」と聞いてくれると、「携帯が故障しました」というようなことを話をして、タブレットの中の通訳者がショップの方に伝えてくださる。また、ショップの方からの音声はタブレットの中の通訳者が手話で表現をしてく下さる。というような方法がとれるわけです。そうしますと、契約にお店にも行けますし、時間も短くコミュニケーションをとることができると思います。

観光施設だとか、市役所の支所ですとか、市役所の本庁には設置の通訳者の方がいらっしゃると思いますが、支所まではなかなか設置の方がいらっしゃいません。「支所に行ったときに、なかなか通じなくて困った。わざわざ本庁まで行かなければいけない」ということではなくて、そういったタブレットのような物があれば、支所の中でもスムーズにコミュニケーションがとれて用件も簡単に済むのではないかと考えています。なので、施設にこういうようなシステムが整備されればと思います。

クレジットカードなどの場合に本人確認という作業があります。これは、「必ず電話をしてください」と言われます。「聞こえません。電話ができません。」と、聞こえる人に電話を代わってもらっても認めてもらえません。断られることも何度かありました。こういったものがあれば、本人確認をしてもらえますし、安心して生活もできるのではないかと考えています。このようなシステムが充実されることを希望します。

最後に、「条例における財政措置及び手話施策推進会議の設置」です。聞こえるとか、聞こえないとか関係なく、全ての人たちが幸せに暮らせる、そんな社会を目指すために、私たち当事者も、意思疎通支援者も一緒になって検討する場を作っていきたいと考えています。そのために、当然予算も必要になってきますので、そこもきちんとお考えいただきたいと思っています。

私たちの希望である6つの項目を含めた手話条例をつくっていただきたいと心からお願いします。

時間が短くなってしまったんですけども、説明を終わらせていただきます。

委員：ありがとうございました。

それでは、続きまして、三重県手話通訳問題研究会様のほうからお願いいたします。

有識者：今、ご紹介に預かりました、三重県手話通訳問題研究会の会長をしています佐藤といいます。先ほどのお配りの資料の中で、私どもの団体のほうの概要は説明させていただいたので、ほぼ大まかなところは分かっていただけだと思います。

全国のほうですね、支部からちょっと三重通研という、一般社団法人格になってからですね、全国が、名前が変わって今、昭和60年に立ち上げたときには50名でスタートした会が、264名まで広がった。これは、聞こえる人たちが、必要だという認識のもと、やっぱり聞こえない方の暮らし、そこを守るためには何が必要かということを生懸命考えて作り上げていった数だというふうに思っています。全国では1万人を超えた会員の方がいらっしゃいます。日々、同じように問題に取り組むような活動をしております。

それで、ちょっと今日、出席をできなかったんですが、聞こえる団体としてもう1団体、一緒にやっています、三重県手話サークル連絡協議会というものがございます。そちらのほうは、三重県では先に立ち上がった団体です。

全国でも、京都のほうにある「みみずく会」というサークルが立ち上がったというのは、特に有名な話なのでお聞きになった方もいらっしゃると思います。1963年の結成です。きっかけは、入院されていたろうの患者さんの方の不便を間近に見た方が、それをなんとか改善していこうという形で立ち上がって問題を一緒に考えるという形。ここでは、「手話を学ぶ」ではなくて、ろう者と友だちになる。友だちになってその方の生活を見て、そこから色々な問題を考えていくという形で立ち上がって、京都でもまだ続いている団体です。

各地、この団体の様子を見て、サークルが立ち上がりました。三重県も同じように、各地で立ち上がって県内でネットワークをつくるという形で、昭和52年なんですけど、県内で35のサークルが集まってネットワークを作った。

そのときで、大体、今の会員が、三重県の手話サークル連絡協議会は 1,000 名ほどサークル員の方がいらっしゃいます。一緒に、いろんな形での手話の啓蒙であるとか、三重通研もここから生まれた理由というのは、ろう者の方の暮らしから見る、暮らしから問題を学ぶ、そして、手話通訳の問題であったり、手話の問題であったりを考えるというところが原点になっていますので、同じ考えを持った団体という形になります。

本日は、6つの要望、3団体で考えた6つの要望なんですが、その中で、「聞こえる団体」としても特にここは分かっていたきたいというような内容も含めて、お話をさせていただきたいと思います。

冒頭にありましたように、やはり聴覚障がいというものは、非常に見えにくい障がいであって、それに対する困難というのがなかなか理解できない時代が長く続いたという形です。今でも、完全に理解がされているのかどうかというと、まだまだのところがあると思いますので、皆の理解が得られるような形で活動を私たちは一緒にしています。

コミュニケーションという形の方法になりますと、先ほど言ったみたいに様々なコミュニケーションがあると思います。例えば、聴覚に障がいのある方にとって音声で話しかけてもコミュニケーションは伝わりません。視覚の方に手を振っても多分見えない。その方々の持っているコミュニケーションというのは、色んな形があると思います。

そこで、私たちのほうでは、『聴覚障害者が日常生活の場面で円滑に情報取得や意志疎通を図れる環境の整備』について求めるもの」という題なんですが、これが求めるものの1つとしましては、手話通訳者の設置です。設置というのは、市町では必須事業になっているんですが、まだまだ8つほどの市町での実現で、三重県の中でもいらっしゃいます。ただ、その内容が、私たちが求めている内容と完全に合致しているかということ、まだまだのところが見受けられますので、改めての要望という形で5つ出させていただいています。

先ほどの県民コミュニケーション支援と情報の取得という形です。こちらのほうは、言いましたように手話通訳であったりとか、要約筆記であったりとかのツールを活用して、聴覚障がいの方に合った情報、暮らしを保障しているという形を願っています。

聴覚障害者の暮らしの課題の抽出。この「暮らしの課題の抽出」というのは、医療であったり、教育であったり、労働であったり、あらゆる生活の場面から見える問題があります。この問題を抱え込むのではなくて、様々な角度から収集をしていただいて、それに対する検討をしていただきたい。そういう業務を行ってほしい。

3つ目には、「地域の社会資源と連携した制度運用」。聴覚障がい者の方との相談支援、先ほどのろう相談員の方とはまた違って、県庁に用事であると

か悩みであるとかもって来られた方がいらっしゃると思います。その方の本当の音声通訳だけをするのではなくて、実際、その方が困っているのはなんなのかというのをしっかりと中身を把握していただいて、その中身を把握したうえで、聴覚障がいの方が主体となって解決できるように、例えば「こういう連携機関と連携をしてここに相談をすると、本人が自主的に判断ができるような形をもっていけるのではないか」というような形を作ってもらおうというような形です。

あと、4番目ですね。自治体職員、地域全体のコミュニケーション能力をあげるということで、特に県庁の中で、各課においての手話学習等をやっていたりとか、聴覚障がい者に対する理解を広げるための学習をしていただく。こうして誰かだけが担うのではなくて、県域全体で理解を深めて、手話でコミュニケーションをとれる環境を自ら作っていくというのを、まずは公共機関のほうから率先してやっていただけるような業務を担っていただきたい。

最後なんです、「障害者に関わる地域課題を施策立案、運用につなげる」。これは、先ほど言いました問題を抽出したものに対して、その課題に向けての施策立案。もちろん役所でやりますので、いろんな形での施策の立案ができると思います。そこに主体的に参加をしていただいて解決を広げていっていただきたい。

という5つです。他にもまだいろんな形ではあると思うんですが、まとめるだけでも5つになります。これが、いわゆる私たちが求めている設置通訳者の方に対する業務内容です。今、説明しました職務なんです、5つ挙げるだけでもかなりの職務内容になってくると思います。当然、お一人ではできるような形ではありませんし、今、安定してこれをしていただけている状態がつくれているかという形でも疑問があります。

実際に、次に、現状となる通訳者の現状の身分を見ていただきます。2011年3月の調べです。全国調査を行っています。全日本ろうあ連盟のほうで全国調査を行っている資料です。もう今から大体6年ほど前になるので古い資料だなというふうにお感じになると思うんですが、つい去年の12月にも同じ調査が出てきました。ほぼ変わっておりません。平均年齢は、どちらかというと上昇気味になっております。9割以上の方が非正規という身分です。また、勤めている日数に関しましても1週間、月曜日から金曜日までということではなくて、その中の2日間だけとか、午前中だけとか、全国には様々な身分で働いている方がいらっしゃいます。当然、非正規の職員の方ですので、身分保障というのは非常に不安定なものであります。

先ほど、説明の中で、1ページ前の5番目の「障害者に関わる地域課題を施策立案を運用につなげる」という項目なんです、こちらにつきましては、やはり非正規の身分であれば、その部署の会議に参加できない、もしくは、

意見がきちっと通らないという状況も全国各地で出ておりますので、そういった意味でも安定した身分で仕事をしていただきたいというふうに思っております。

次に、年齢構成です。50歳以上の方が60%。これ、ちょっとまた進んでいるんですが、以上は以上で出ます。平均年齢がこれということではほぼ変わらず、調査をする度に平均年齢が上がるということは若い担い手の方がいらっしやらないという形になります。もしくは、始める年代が遅いという、どちらかの問題があります。

平均年収17万円以下と書いてありますが、こちらのほうは上のほうの値段になっていきますので、もちろん、例えばパートとかアルバイトで1カ月働いたと、7、8万もらえたと、それよりも手話通訳のほうが安いという場合もございますので、やはりそこから考えてもなかなか手が出てこないという形になっております。

ですので、設置通訳者は、やっぱり豊かなコミュニケーションができる環境を整えて、継続して継承していただくためにも、設置手話通訳者の正規雇用が必要と考えております。正規雇用をされた設置通訳者が核となって派遣の手話通訳者や社会資源とのネットワークを作り、整備の一つとして手話通訳者の正規職員化が必要であります。こちらは1人でやるのではなくて、例えば、公共的な役場で手話通訳士の資格を持った方を採用していただくと。それから、福祉課の設置を増やすというだけではなくて、暮らしから学ぶということですので、様々な部署に言っていただいて、それに対して聴覚障害者の方から見た生活のしやすさは何だ、しにくさは何だろうとか、よりよい方針は何だろうかと、県庁の中でネットワークをつくって解決につなげていけるような政策も考えていただきたいなというふうに思っております。

「処遇の改善」でお願いします。処遇の改善についてなんですが、今言いました、三重県庁の設置通訳者いらっしやいます。ですけれども、正規職員ではありません。ですので、正規職員としての雇用を行っていただきたい。私たちが求めていくことの上では、やっぱり安定した身分での業務の遂行並びに暮らしから聴覚障がい者を支える視点の持てる通訳者のネットワークをつくり、公的機関には複数名の手話通訳資格者の正規職員での採用を希望したい。この例といたしまして、まだまだ僅かではあるんですが、最近、少し正規雇用の流れが出てきております。大阪のほうから始まりまして、今、京都のほうでも正規職員の募集がありました。チラシを持っているんですが、ついおとつい、2月の12日に宇治市のほうでも、手話通訳者の正規雇用、行政職員の正規雇用という募集があります。向日市に関しましては、一度に3名の方を、福祉課に入れるだけではなくて、様々な部署に配置をして、そこで、当然一般の職務をしながらネットワークを作っていくって、障がい者の問題を考えるというような流れもできております。また、これは任期がついている

んですけれども、明石市においては、募集の中で管理職の身分ですね、行政職の課長相当の給与の保障をしてという形での応募方法が5名ほど入っております。ここでは、複数名の応募があって、採用の運びになったというふうに聞いております。

この正規職員採用の方法なんですが、考えていく中で、三重県の公的機関の職員採用の試験のときに、例えば、手話通訳者とか、士の資格を持っている方、その持っている方を認定していただく。認定というのは、認めるということではなくて、例えば特別職になるのか、一般職のときでも資格として加点対象にしていただくのかという形でも何か配慮をしていただければ、そちらのほうに応募される方も増えてくるかなというふうに思います。

また、平均年齢が先ほど50歳以上という形で言いました。これは、設置ではなくて登録通訳者といまして、市町であるとか、県であるとか派遣事業を持っているところが募集をしまして、手話通訳者、士の資格を持った方に登録をしてもらいます。そこで、市町から派遣を行う、県も同じく派遣を行っているという、登録通訳者として動いている方もいらっしゃるんですが、その動いている方々の報酬に関しても市町でもバラバラであったり、まだまだ高い状況とはいえません。先ほど言ったみたいに、月に調整をしながら4、5回通訳を担うのであれば、アルバイトに行ったほうが当然収入が高かったりとかというような状況もありますので、こちらのほうがなかなか増えていかないというふうな悩みがあります。

正規職員化が決まりだせば、本当に、この課題であります、先ほど言いました平均年齢の問題であるとか、なり手の問題であるとかいう形の解決の糸口の一端がつかめるのかなというふうに思っております。

一般的に、手話通訳者を目指す方のモデルとしてなんですが、これは非常に順調に手話通訳者の資格を取れると仮定した場合ですけども、大体、奉仕員養成講座——これは、市町のほうでやらなければいけないという形になっていますけども、その奉仕員養成講座を受けまして、手話との出会いがあって、ほぼ1年ないし2年、講座の時間でいうと80時間、2年間で学んでいただきます。それで、修了した後、通常であれば、地域のサークルに行きまして大体2、3年サークルに通って、地域のろう者の方との交流であるとか、いろんな形の問題を一緒に考えるような時間があって、次に、手話通訳者の養成講座というものに行きます。

これは県のほうで今、担っていただいております。これが、2年間で90時間の学習カリキュラムがあります。で、これが修了後、試験がありますので、これに合格した人が手話通訳者として活動が始まるという形です。大体、今、本当に順調なモデルでいっても、7年から10年かかってしまいます。やはり手話を取得する難しさというのが、年齢の壁もあるのかもしれないけれども、先ほど平均年齢が高いと言ったのは、若い方がなかなか目指さない、こ

れを取ったところで仕事につながらないだとか、あとは、これを取る時間がもうなくなってしまった。ということは、私どもの三重通研のほうでも、会員の方、女性が非常に多いんですけども、やはり子育てが終わられた女性の方が社会運動に参加を始めるという形で始めた。そうすると、35 ないし 40 ぐらいから始められたとしたら、もうほぼ、取った頃には 50 歳前後になってしまうという状況です。

ですから、出口があれば、手話通訳士を取る教育課程もいくつか最近では日本の中でも出てきておりますので、例えば、高校生ぐらいから手話になじんで手話を学んで、ろう者の方と交流を深めて手話を身に付けた後、そういった学校に入ると。そうすると、4 年間ぐらいの集中的なカリキュラムで士を目指せるような道筋ができていけば、年齢の若い方の雇用にもつながっていきますので、当然、目指す方が増えると。そうすると、多様な方が目指していただけるのではないかと。是非、こういう多様な方が目指していただいて、次世代にバトンを渡していきたいというふうに思っております。

以上が、今、聴覚障がい者の日常の場面についての三重通研と県サー連からの意見です。

次に、教育です。すみません。パワーポイントがちょっともれているみたいなんですけども、お手元のところにありますでしょうか。「一人ひとりの教育的ニーズ」というのがありますでしょうか。

『教育環境の整備と障害の状態、特性に応じた教材の充実』について求めるもの」という形で書かせていただきました。教育に関してです。教育に関しては、今回、県の条例ということもありまして、県立には聾学校がございます。午前中にご覧になったと思います。で、なかなか教育の分野に関して口出しができないというのは、教育当事者でもありませんし、自分たちがどういう形での担い方ができるのかということもないのですが、会員の中には、ろう者の児童を持った親御さんもいますし、色々な形での状況を勘案したところ、やはり聾学校、先ほども言いましたけれども手話の獲得、非常に時間がかかるんです。手話通訳士とか者とか通訳ができるほど覚えてほしいというところではないんですが、やっぱり日常生活の会話に至るまでというところでもかなり時間がかかります。私も、手話を始めたのは 35 をかなり過ぎたあたりから始めたんですが、やはり先ほどのモデルで順調にいったほうだとは思いますが、10 年ぐらいで取ったんですが、環境的には聞こえない子を持っていますので、そういった意味では違うのかもしれませんが、やはり日常生活のできる手話を獲得するまでというのは容易ではありませんでした。3 年、4 年、ずっとこう一緒にいてもなかなか覚えられないところもあります。

そういった困難がある中で、今、教育では当然そうなんですけど、先生の赴任が決まる。決まったら即、そちらのほうに当然行かなければいけない。行って、そこが聾学校であれば、手話を使わなければいけない環境であれば、

やっぱり手話を自分も使う。使って教育をしなければいけないというところに遭遇するという形になります。これは、その教員の責任ではなくてシステムの責任ではないかというふうに思っておりますので、聾学校へ赴任前の手話講習等を充実させていただく。ただ、ここは色んな制度がありますので、多分教育委員会ともいろんな協議の上だとは思いますが、少なくとも、そういう形の配慮をしてあげることによって、生徒たちが教育を受けるという権利の保障につながっていくと思います。また、教員の方の負担も減らせることができるのではないかとこのように思っております。

それと、ろう教員ですね、それとか、もしくは手話通訳資格を取得した方、それとあと、全国手話研修センターというところで検定試験というのをやっております。今の自分の手話のレベルを確かめる試験であります。大体5級から始まって、最後1級という形があります。大体1級、レベルでいいますと、ほぼその通訳養成講座ですね、あそこに通えるぐらいです。あそこを終わった方ではなくて、そこに通えるぐらいの方が大体1級というふうに言われております。ですので、そのぐらいのレベルの方を、例えば採用のときにちょっと配慮をいただくとか。ろう教員のほうも同じで、ろう教員の方の採用を積極的にしていただくとか。様々なコミュニケーション方法はあるとは思いますが、やはり手話で学ばないと理解ができないという聴覚障がい者、子どもたちが置き去りにならないような形でご配慮していただきたいというふうに思っております。

あと、「『条例における財政措置及び手話施策推進会議の設置』に求めるもの」です。私どもの団体としましても、やはり当事者団体ではありませんけれども、手話に関わる様々な問題、様々な共有をしている団体として、三重県手話通訳問題研究会並びに三重県手話サークル連絡協議会、2つの「聞こえる団体」というものがあります。で、こちらの2つの団体、様々なところで全国的な活動もありますので、三重の中で条例が立ち上がった後、実際に様々な施策が施行され、それがどう効果的になっているのかというところを、聞こえない当事者からだけではなくて、やはり「聞こえる側の団体」からみてもその状態がどうなのか、また、変えてほしいところ、当然、聴覚障がい者だけを守るのではなくて関わる方皆を守るとというのが、条例の大前提になってくると思います。手話通訳として動いている「聞こえる人間」、関わっている人間も当然守るという形の施策がなければ、条例が有機的に機能することはないと思いますので、こちらのほうも積極的な意見を反映させていただけるような形で、施策の推進会議の設置が決まりましたら、是非、この2団体のほうも加えていただいて、一緒によりよい条例を作っていきたいと思っておりますので、運営していきたいと思っておりますので、是非、そのことをご検討の中に入れておいてください。お願いいたします。

三重通研と県サー連のほうからは、以上となります。

委員：ありがとうございました。それでは、ただいまの説明を受けて質問に入りますが、先、片付けてもらえますか。ちょっとこれを止めてもらって。

深川会長それから佐藤会長、本当にどうもありがとうございました。

それでは、今、2団体の方からご説明をいただきましたが、委員の皆さまのほうからご質問をいただけたらと思いますが、ご質問はありますでしょうか。どなたからでも結構ですが。

委員：今日はありがとうございました。都道府県レベルでは、まだこの手話言語条例での段階なんですけど、市のレベルでは、私らもこの前、北区の区議さんから、障がい者コミュニケーション条例でしたかね、手話言語ともう一つ、手話だけじゃなくて、幅広い障がい者とコミュニケーションに関わる手段の保障を制定するような制度というのも紹介していただいたんですが、今、もしご存じであれば、他の障がい者団体との懇親の中で、そういった他の手段も保障するような条例への要望というのはあるのかなということがちょっと疑問なんですけど。

有識者：今のところ、三重県の中では、他の障がい者団体の中では、手話条例としてどうするかと相談をしたことはありません。けれども、ご存じのとおり、現在、三重県の中での障がい者団体の中に私たちも入っておりますし、障がい者差別解消条例の話も出てきておりますので、その障がい者差別解消条例を三重県がつくるにあたっては、全ての障がい者に対するコミュニケーションを保障するというところはカバーされているのではないかと考えております。ですが、今回私たちが求めている手話言語条例というものは、単純にコミュニケーションを保障するものではありません。日常生活の中の環境の向上、手話通訳者の身分保障、養成、そういった基盤をつくっていくためになるもんだと考えております。なので、手話に特化した内容になっています。そのあたりで、差別解消条例と言語条例、両立できるのではないかと考えています。私が知っている範囲では、隣の和歌山県では、確か和歌山市だったと思うのですが、手話条例と差別解消条例、両方とも議会のほうで提出される方向で進んでいると聞きました。

委員：ありがとうございました。もう一つお聞きしたいのは、鳥取県は条例、以前から、「あいサポート運動」という広く、障がいをもっている方へのサポートをする運動というのがあって、やっぱり条例を作るだけではだめで、そういう運動自体を県内に広めていかないといけないかなと思っているんですが、全国色々行かれることがあると思うんですけど、鳥取以外にそういった運動、「ここは結構そういうのが進んでるな」とか、そういう県はご存じでしょうか。

有識者：今のところ、条例が制定された県といいますと、鳥取県、群馬県、神奈川県 の3県があります。私たちだけではなく全国の中で「聞こえる仲間たち」からみて、鳥取県あるいは群馬県がとても評価が高い、とてもいい条例だなと

いう話が出ています。それぞれの方向は違うんですけれども、特色を生かした条例になっていると思います。私は、個人的に思うところなんですけど、他の県でいいところも確かにあるんですけれども、三重県らしい、三重県独自のものを是非とも作っていただきたいなと思っています。鳥取県の場合は、私たちが権利保障型というふうな位置づけをしています。権利を守るというような条例になっています。群馬県の場合は、手話を普及する、ろう教育の教育力、学力を高めるというところに重きを置いています。三重県の場合は、災害時の支援であったりとか、相談事業のときのサポート体制、あるいは手話通訳の養成、身分保障などの三重県らしい独自のものを作っていただければとてもありがたいと思っています。

委員：条例のその理解は非常によく分かりました。で、その条例だけでなく、そういうボランティア運動として鳥取県のような、その「あいサポート運動」というようなのをどっかにないかなと思っています。というのは、鳥取市は、私もそのあとバスに乗ったら、バスの運転手の後ろのところに「要約筆記いたします」という張り紙がしてあったんですよ。条例では、そこまでは多分、サポートしてないんですけど、もう今や、その条例を飛び越えて、鳥取県のそういうバス会社さんなんかはもう一歩進んで、手話だけじゃなくてそういった障がい者の方への配慮というのがありますので、それを県の条例、三重県としても盛り込めないか、今、考えてはいるんです。なかなか難しいんですけど、他にもそういうボランティア活動の広がりがあるような県がもしあれば教えていただければなと思ったんですけど、ご存じですか。

有識者：私が知っている範囲では、全国の中で鳥取県だけかなというふうには思っています。

委員：よろしいですか。他は。

委員：すみません。今のちょっと質問に関連するんですが、今、手話言語条例というのをつくろうとしているわけですが、そこに、コミュニケーションという言葉を入れた意味での条例を作るのか、手話言語に特化した形の条例を作るのかというところが、以後、我々のポイントになると思います。皆さんからすると、コミュニケーションという言葉が入った条例のほうがいいのか、とりあえず手話言語条例のほうがいいのかという立場からいきますと、どちらがよろしいとお考えですか。

有識者：手話言語条例というふうに定めていただきたいなと思います。三重県らしいものを作っていただきたいという中で私が思ったことなんですけど、三重県の中で高校、3カ所ぐらい手話の学習をしているところがあります。例えば、久居高校の場合ですが、手話コミュニケーション1と2という授業があります。他の高校は、半年間ぐらいですかね、手話を勉強するという時間があるって、検定を受けるということを目指して授業を受けています。で、高校の中で、手話が言語であるということ、色んな人とコミュニケーションがで

きるんですよということで手話を覚えるんですけども、「社会に入って何かそういうふうな仕事に入ることができますか」というふうな質問を受けます。ですが、実際にみて、そういうふうな手話通訳という仕事で入ったという人というのがなかなかいない。身分もなかなか守られていないし、やはり生活をしていこうと思うと、安定した生活を求めるとなると、給料面でもなかなか難しい面もあります。そうすると、やっぱり別の仕事に入ってしまう。せっかく手話を学んだのにそれが生かされていないということが起きています。

手話を使って仕事ができる、資格を持っていればそれで仕事ができるんですよ、仕事がそういうふうな職種に就くことができるんですよということをきちっと説明すれば、みんなも喜んで手話を学ぶでしょうし、社会の中でろう者に会ったときに手話も使ってもらえると思うんです。ですから、今の状態ですと、高校で授業を受けたにもかかわらずそれが生かされていないということが現状としてあります。そういうことも思うと、やはりうちは言語条例というものを制定していただきたいと思います。全国の中でも、三重県のように高校で授業としてやっているところは珍しいので、そういうところでは、私は、とても自慢をしてもいいのではないかと考えています。

有識者：それにちょっと補足させていただきます。コミュニケーションというよりも手話という言葉を使ってほしいというふうに思っていますが、どうしてかといいますと、障害者基本法の中で、あるいは障害者権利条約の中で、障がい者に対して、その人の言語またはコミュニケーション方法で保障するというふうな文言が書かれています。言語とコミュニケーション方法というのは別なものという書き方になっています。そのとおり手話は言語であります。ですけども、聴覚障がい者に対して皆さんが持っているようなイメージというと、筆談で対応ができるというふうなイメージを持っている方がたくさんいらっしゃると思います。ですが、私たちとしては、筆談で対応してもらおうということは、皆さんからみると英語で文章を書かれたような捉え方になるときもあるんです。どうしても手話でコミュニケーションをとらなければならないというような場面が出てきます。今もそうですよね。手話通訳がいなければ、私たちの考えも皆さんにお伝えすることができません。となると、単純にコミュニケーション方法という一つの言葉で解決できるのではなくて、そういう話ではないと思います。言語として手話というものをきちっと明記していただきたいと思っています。

委員：ありがとうございました。それと、もう1点だけ。今回は県が条例を作るんですが、市と違った県の立場としての条例で、これだけはどうかってほしいとかということがありましたら、お聞かせください。

有識者：三重県の中で、松阪市と伊勢市で手話条例というものが制定されております。その内容を見ると、ほぼ「手話の普及」というところに力を入れています。私たちとしては、県の条例が作られるのであれば、市と県の役割をきちっと

分けるべきだと思っています。その中で、私たちが求めているものとして、地域の災害が起きたときに相談できる拠点を作ってほしい。県として手話通訳者を養成するというのと、遠隔手話通訳リレーサービスというものも、市が独自で始めるにあたっては人材というものがとても問題になってきます。財政の問題もあると思うんです。そういうことを考えると、市町でやっていくことはとても難しいことです。ですので、県として、遠隔手話通訳リレーサービス、電話リレーサービスというものをできるような環境を整えてもらう。で、それを各市が今後活用していくというような、県が市をサポートしていくような役割を担ってもらう条例にしていただければありがたいです。

委員：よろしいですか。

有識者：今、「県独自の」とおっしゃっていたのが、先ほども言いましたけれども、やはり通訳者の養成に関わるのところ、ここは今、市町のほうでは携っておりませんので、県のほうの事業という形で今やっていただいています。実態を申しますと、なかなかこの養成講座を終えただけで通訳者としての活動が十分担えるのかというところ、そこはまだまだです。ただ、やっぱり予算の問題もありますので時間も限られてきますので、そのあたり、技術の向上も含めて手厚くそこを県の立場ではみていただけるのではないかと。そうすると、そこから発信されたものが市町のほうに広がっていきますので、まず、養成については県のほうでしっかりとみていただきたい。それと、私のほうも、市町のほうでよく交渉に行ったりしますから、行政の方とお話することもあるんですが、先ほど言った手話通訳の派遣の派遣料であるとか、設置の正規化であるとか、結局、「県がまだなんだから」とか「国がまだなんだから、市町はそこまで考えられない」というところもやっぱりありますので、そちらのほうの身分保障をまず県のほうでしっかりと見本をしていただければ、市町に対しての条例に対する効果というのが大きく出てくるのかなというふうに思っておりますけれども。

委員：よろしいですか。他にございますか。

委員：ありがとうございます。今のことに関連してなんですが、私も松阪ですので、これまで市のほうの条例ができてきました。その中で、先ほどおっしゃられたように、やはり市町は、「県や国でできていないので」というような話が他のところでもやはり当然あったと思います。そういう中で、逆にいうと、県でできれば、それは先進的に先にもうできている市や町はいいかもしれませんが、他のまだそういう条例ができていないところにもしっかりと、県ができたことによってそれが波及するかどうかということを知りたい。これが、鳥取のほうでは、「鳥取県がもうしっかりできているので」というところで、いい形ができていたような気がするんですが、ただ、他の県を見てみると、北海道もそうですが、道でできていてもやはり同じような並列をしていて他のところもできていると。そういう事例もありますし、そのあ

たりのことがどうなのか、ちょっとよく分からなくて、その件をひとつ教えていただきたい。

委員：要は、鳥取は鳥取県があって市はないということですよね。それで、県の条例で網羅できているじゃないかということで、市はつくってないというケースが鳥取ですけど、それ以外のところもある。北海道とか。

委員：並列でしているところも現在ありますよね。その違いといい点とか、そういったことを教えていただきたい。

有識者：うちが思っているのは、確かにすばらしいものを作って市町にかなり影響力があって、全部格差なくそれが行きわたるんだという状況にあれば、そのところの地域はいろいろ考えるとは思いますが、やはり私どもの三重県の手話通訳連絡協議会でもいくつかブロックがあって、そのブロックの中でももう当然地域の事情が様々違うという状況がありますので、実際に県で作っていただくのは大きなモデルを作っていて、まだまだ市町のほうでも派遣ができていないところであるとか、あと、奉仕員養成講座もやられていないというようなところもまだまだありますのでね、その辺を含めてその地域に合った条例作りということも考えられてきますので、網羅するというのは非常にこう、地域格差から考えるとなかなか難しいとは思うので、まず県がしていただける大きなことをしっかりとやっていただいて、それがモデルになるという形を含めて市町のほうに下していったらいいのかなというふうには思っております。

委員：ありがとうございます。それから、先ほどもおっしゃられた奉仕員養成講座ですが、これも今、松阪のほうでもあります。それは、それぞれの条例が制定されているところの特性として普及を重きに置いているというところ。それから、すみません。奉仕員養成講座と通訳者の養成、ちょっとそのあたりの違いとかが分からなくて、で、それができることによって、先ほどおっしゃられた今後の通訳士さんであったりとか、ただ単にボランティアとして県民の皆さんが手話を言語として認識をするというだけでなく、広められるというところまでいくのかどうかという点。

有識者：奉仕員養成講座なんですが、こちらのほうは、いわゆる手話に出会って、で、その手話を学んで、ろう者の人と通じ合うという形ですね、まずは。重きを置いての講座になります。ですので、基本的に対象とされる方は手話がまだ分からない方とか、手話をやって2カ月3カ月ぐらいの方が対象になってくるとというのが普通です。で、それでほぼ日常生活を身に付けるというのがカリキュラムの趣旨にはなっているんですが、なかなかそこまで、70時間80時間ではとてもじゃないけど足りませんので、やはり市町によってはステップアップ講座とかやって、その講座を終わってしまうのはもったいない、地域のサークルであるとか、もしくは、一番ろう者の方が期待されている場面というのは、町で生活をしているときに手話ができる方とあって日常生活の

会話ができてという形をまず望んでおられるのかなど。その中でやっぱり手話を深く理解していただいて、次に、日常生活から一步上ったところというのは、手話通訳者の養成講座になります。ここは、手話通訳の養成技術です。日本語言語もそうなんです、やはり手話をそのまま日本語に直すという形ではなくて、やっぱり日本語の言語に直していきますので、そこでの通訳、翻訳という作業が入ってきます。そういったところを学ぶ場でありますので、それも実際に通訳の現場に行きますと多様な方がいらっしゃいますし、手話の特性としまして、やっぱりなかなか普段お会いしてない方に会ったときの手話の読み取りであるとか、そういったことも色々な形で地域の特性もありますので、そういったことがいろいろ経験できる本来の場があって、しっかりとした技術を身に付けたうえで、手話通訳の登録なり設置業務なりを担っていただきたいというところがどちら側もあって、なかなかそれは現状的には予算もつかない状況ですので難しく、ご本人の努力になっています。ですので、せっかく通訳の資格を取った、実際に通訳現場に出た、でも、やっぱりなかなかその活動が広がらずにもう通訳を辞めてしまうという方も実際にいらっしゃいますので、そういったサポートも含めてですね。それは、今後、登録された市町が担うのか、県としての最低限のそのレベルを確認するところまで担うのかは、今後いろいろあるとは思いますが、そういったことも考えていけば。県民の方に広がるとというのは、やっぱり見ていただく。実際に使っていただく方が増える。で、自分は使えないんだけど、耳の聞こえない方に話しかけるときはこういうふうにして話しかけるだとか、そういうのを見ていただくというのがまず理解の一步になると思いますので、本当に奉仕員の養成講座が広がっていったというのは非常にうれしいことです。地域のサークルも元気になると思います。

委員：他にございますか。

有識者：補足をさせていただきます。ろう者の立場からみる奉仕員と通訳者養成講座、それぞれ求めるものが違います。歴史は手話奉仕員養成講座のほうが古いです。昭和 30 年代から始まっています。非常に古くから始まっています。ここは、基本的に手話だけではなくて、聞こえない人に対する理解を地域に広めるためのものでした。これは、市町が必ずやらなければいけない必須事業になっていると思います。ですが、手話通訳者養成講座に私たちが求めているのは、情報保障です。権利保障です。例えば、裁判ですとか司法の場面、病院・医療の場面、今のような会議の場面、専門性が求められるところ、非常に高いレベルのところはやはり手話通訳といますか、きちんとした事業としてやっていたかなければいけないことだと思っています。私たちが今心配しているのは、手話通訳者の方が非常に少ないということ、さらに、年齢が高齢化をしているということ、私たちがつかんでいる範囲では、三重県の中で 20 代、30 代の手話通訳者はゼロです。ほぼ 40 代以上、多くの方が 50 代の方で

す。20代、30代の方がゼロという状況が今あります。考えられる原因は、手話通訳という仕事が仕事として認められていないということだと思います。通訳ということをやろうと思ってもなかなか難しいものがあります。ですから、通訳者が仕事として働けるような環境を整えていただきたいと思います。早く手を打たないと、20年30年後には、私たちは、何と申しますか、声が奪われてしまうのではないかと思います。今までも通訳ができる人がないということで声を奪われていました。20年、30年ぐらい前からようやく通訳者の制度が立ち上がってきまして、なんとか私たちの声が伝えられるようになりました。が、それがまた20年後、30年後には通訳者がいなくなってしまって、私たちの声が奪われてしまうのではないかと非常に心配しております。早く手を打たないと間に合わなくなってしまうと思っています。

委員：ありがとうございました。よく分かりました。それから、「声が奪われる」という言葉は本当に非常に心にも響きましたし、とてもこれから考えるうえで本当に大事なことだということがよく分かりました。で、単に言語だと、すみません、手話が言語として普及するとか、県民の皆さんに理解をしていただくということは、当然のことながら、やはりそのコミュニケーションだけではない、つまり、日本語であり英語でありそして手話である。それでないと、司法の場、病院の場、本当に皆さんのその気持ちとか状態とかきちんとしたものがちゃんと伝えられないということがよく分かりました。で、それには、私が今、なかなか理解できない、今日も午前中に聾学校にいて質問した一つなんです、日本手話と日本語対応手話、その難しさとか教育の中でとかそういうものもあるんじゃないかなというふうに思っております。私自身がなかなかまだ理解できてないところがあるので申し訳ないんですが、勉強もしていきたいと思っています。ありがとうございました。

委員：今日はありがとうございました。それを実際やっていくために施策の推進会議、協議会の設置を要望されているんだと思うんですが、当事者の皆さんとそれから関係者の皆さんと、もっと他に入るべき方々というのがいらっしゃると思います。これは、県によって色々違うのかなと思うんですが、例えば、他に、必ずやっぱり入っていらっしゃるべきだと思われる立場の方々、どんな方が必要だというふうにお考えなのか、ぜひお聞かせいただきたいと思ます。よろしくをお願いします。

有識者：例えば、松阪市にも条例がありますが、松阪市の場合は、手話施策推進協議会というものがあまして、その中には、聴覚障がい者団体、手話の関係団体だけではなくて、教育の関係者、商工会議所の方、福祉の方、事業所の方など様々の立場の方に入っています。私たちが求めているのは、教育や福祉、生活のあらゆる場面で手話に関する施策が進むべきというふうに思っておりますので、福祉の分野だけではなく、多方面の方に入っていたきたいと考えています。

委員：ありがとうございました。「災害に関して」というのがありました。ということは、例えば防災対策部ですかね、県でいうと。そういう立場の方も、いつもではないけれども施策を具体的に考えるときは入ってもらうことが必要だというふうにお考えですか。

有識者：そうです。私は担当していないんですけども、他の方から聞くところによりますと、防災関係の会議のときに意思疎通支援者が参加をしました。他は障がいの関係の方々でした。テーマは防災だったんですけども、災害が何か起こったときに避難所に行きました。何が必要なのかという話をする中で、実際に聴覚障がい者以外の障がいの方たちは、これがある、あれがある、これが困るよねという話ができたんですが、聴覚障がい者からは意見は何も出されなかったんです。聴覚障がい者は、見ただけでは障がい分かりませんでしたから、聴覚障がい者についての意見を出される方がどなたもいらっしやいませんでした。まだまだ聴覚障がいについては理解をされないなということを感じました。

有識者：補足をさせてください。東日本大震災のときに障がい者の死亡率が健常者の2倍あったということは、皆さまご存じのことだと思うんですが、この中の障がい種別の死亡率というのがあります。ハートネットというところが調査をしたものなんですけれども、視覚、聴覚、精神、肢体、知的、この5つに分けて死亡率を調べましたところ、聴覚障がい者の死亡率が2番目に高かったです。聞こえない私たちは、体は自由に動くことができるにもかかわらず、避難することには困らないはずなのに、なぜ東日本大震災での死亡率が障がい種別の中で2番目に高かったのかということを考えますと、やはり情報が伝わらなかったからだとということが大きな理由だと思っています。そこは防災の分野なんですけれども。だから、私たちは体が動けるので、自分で逃げられるだろうという誤解がまだまだ多いものですから、なかなか配慮はされません。そういった課題ももっともっと発信をしていかなければ進んでいかないと思っています。

委員：ありがとうございました。防災を直接的に入れるかどうかは別として、情報の保障ということが、ありとあらゆる分野にやっぱり波及しなければいけないということだというふうに思いますので、そのあたりを考えてまた条例を作らせていただこうと思います。ありがとうございました。

有識者：今、防災関連のことで避難所であるとか、逃げるときの情報のことであるとかということだけがこう、ちょっと取り上げているような形にはなっているんですが、実際、東日本大震災が起こった後、やはり先ほども言ったように、避難所に行っても理解されない状態、で、自分の苦しい状態を誰にも言えない、そういう状態が続いてしまったという形で心にもかなりの負担を背負うと。そのあとにやはり通訳者とかと一緒にそういうところを回っていく。で、行ったときにまたこれ、通訳者がその負担を担ってしまうので、通訳者が

今度は重たいそういったものを引きずって帰ってきてしまうということになりますので、防災という形でいうと減災、災害を未然に少なくするだけではなくて、起こった後の状態もしっかりと理解をしていただくような形でいうと、やはり医療関係の方も参加していただいてしっかりネットをつくっていくということも重要なのかなというふうには思っております。

有識者： もう一つお話したいと思います。3日前の新聞に載っていたんですけども、東日本大震災で被災者の中に高齢者の姉妹がいらっしやいました。その方が全国各地を移動中のときに姉のほうが体がちょっと弱くなって川に落ちてしまった。で、お姉さんが亡くなったという事件があったと思います。その事件が、私たちとしてはとてもショックを受けています。で、新聞で読んでみますと、そのお姉さんという方は、小さいときから聴覚障がいを持っていて、その弟が介護をしていたというふうなことだったそうです。で、弟も、段々高齢のために耳が遠くなってしまった。その2人の間では、普通の会話ができるような状態ではなかったそうです。その姉と弟が、なぜ早く相談機関に行かなかったのか。でも、やはりそのコミュニケーションの問題があって、なかなかそういうところに行けなかったんだろーと思います。現在、三重県でも北と南の間にでもそのような問題が起きていると思います。相談をしたいんだけど、なかなか相談に行けない、あるいは、あきらめてしまって家族の中で重荷を背負っているという人たちもたくさんいらっしやると思います。それが、災害が起きた後に改めてそういう事例が出てくるわけですよ。一番大切なことは、避難所の中で支援をしてもらうということは当たり前なことなんですけれども、生活を立て直す、復興するときにはその長期的な支援というものが必要になってきます。三重県は南海トラフ大地震が起きるだろうということが危惧されていますが、実際に起きた後に津市1カ所だけで、支援センターというものがあるんですけども、それで対応ができるのかどうかということがとても心配です。そういうことも含めて、是非とも条例の中で、あるいは施策の推進会議の中で話し合っただけであればありがたいです。

有識者： 実は5年前なんですけど、紀州の豪雨災害があったと思います。そのときに、2週間後、私が現地に行ってきました。そこで、紀州地域に聴覚障がい者、ろうの女性とお母さんと一緒に暮らしていました。そこは川が目の前にあって、その近くに家がありました。水かさが増えてきて、お母さんは聞こえる人ですので、水の音が聞こえます。雨の音が聞こえます。娘は聞こえませんが、雨の音が聞こえませんが、水かさが増えていることも分かりません。お母さんが「逃げましょう、逃げましょう、逃げましょう」と言ったんですけど、「大丈夫、大丈夫」と言って、なかなか逃げなかったんです。で、娘のほうはもう「大丈夫、大丈夫」ということで安心して寝ていたんですけど、お母さんとしては、「もう死んでも仕方がないんだな」というふうにあきらめてい

たそうですが、近くにいる聞こえる支援者の人が来て、やっとその2人を連れ出して無事に何ともなかったという話もありました。ですから、やはり相談する場というのはとても必要なことだと思っています

委員：先ほどから災害時のお話とかを聞かせていただいております、より日常生活に近いところの問題を考えたときに、やっぱり多様な広い意思疎通の手段といますか、多様な情報、コミュニケーションの手段というのがやっぱり必要になってくるのかなという気がしているんですけども、先ほどありました明石市の条例を見ますと、「手話言語を確立するとともに障害者コミュニケーション手段を保障していこう」という2本立てになった条例になっているかと思うんですけども、先ほど手話条例は「言語に特化したほうがいい」というふうにおっしゃられましたけれども、このように2本立てにするような形で、明石市のほうは点字とか音訳とかそういうところまで網羅をしているわけなんですけれども、より幅広いその意思疎通の手段の保障ということを併せてやっていくこういう条例について、どういうふうに評価をされているかというところを改めて伺いたいですけれども。今のお話を受けて。

有識者：明石市の条例の場合は、私たちからみると、コミュニケーション保障だけに特化した条例だと思っています。「あらゆる障がい者に対して、いろんなコミュニケーション方法で保障をしていきましょう」というふうな特化した条例だと思っています。その条例ももちろんいいと思うんですけども、私たちが求めているのは、コミュニケーション保障だけではなく、他のものもあるというふうに申し上げたと思います。差別解消条例を求めていこうという声、障がい者団体からそういう声が出ています。その会議を今、積み重ねていらっしゃると思います。ですので、私たちとして求めているのは、和歌山のように入話条例と差別解消条例というもの、2本立てで三重県としても他の障がい者団体と一緒に、2本立てで制定していただければなというふうに思っています。

委員：他、質問はございますか。よろしいですかね。

それでは、ないようですので。ご丁寧にご説明もありがとうございました。他になれば、本日の関係団体からの意見聴取を終了いたしたいと思います。深川会長、佐藤会長はじめ、皆さん、本当にありがとうございました。今日はお世話になりました。

それでは、ご退席のほうをお願いいたします。しばらくちょっと座ったまま、委員の皆さん、お待ちください。

有識者：すみません。このまま後ろで傍聴させていただくことはできますでしょうか。

委員：どうぞ、どうぞ。傍聴してください。

2 その他

委員：それでは、委員の皆さんにかねてからお願いしてありますけれども、第4回検

討会で配付をした意見シートの提出締切が2月23日の予定ですので、2月23日までに事務局のほうまで、必ずそれぞれ皆さんが提出をいただくようによりしくお願いいたします。

また、前回お伝えしましたが、提出していただいた意見シートについては、どのような主旨であり、どのような思いを込めたか、そして、どうしてそのような考えに至ったかなど、それぞれの意見について、各委員の皆さんから直接、この検討会の場で説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。そのため、意見シート提出後の、各委員から意見を発表するための第7回検討会を2月26日、金曜日、10時から、この601特別委員会室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

意見シートや次回の検討会について、委員の方々からご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。よろしいですか。

委員：1つ、いいですか。2月26日ですけど、一応10時からですが、これ、場合によって昼からも行う可能性はありますか。

委員：基本的には午前中の予定のつもりなんですけど、ただ、それぞれ委員の皆さんから説明いただきますので、できるだけ簡潔に説明を。1人1時間半ぐらい説明されると、昼からになってしまう可能性がありますから、それぞれ簡潔にご説明をいただくということと、あと、シート必ずちょっと事前に、できるだけ23日までに必ず出していただくと、事務局でも多少整理をしてもらえると思いますので、必ず提出を守っていただければおそらく、予定では午前かなと思っています。

委員：FAXでもいいんですか。

委員：FAXでも大丈夫です。FAXでもいいですよ、事務局。

事務局：そうですね。

委員：よろしいですかね、この件については。

それでは、次回は26日ということで、お願ひいたします。

これで、本日の議題は以上ですが、他に委員の皆さんのほうから何かご意見がございましたら、ご発言ありますか。よろしいですか。

(発言なし)

それでは、これで本日の会議は終了いたします。お疲れさまでございました。

(14:40 終了)